

自動車関連産業における産業廃棄物適正処理に関する取組事例

○(公)佐々木 基了¹⁾、(正)藤原 博良¹⁾、(公)佐々木 いづみ¹⁾

1)(公財)日本産業廃棄物処理振興センター

1. はじめに

排出事業者が産業廃棄物の処理責任を全うし、適正処理に取り組むためには、それぞれの業種ごとに異なる産業廃棄物の処理の際の留意点を十分に理解することが必要である。

そこで、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターでは、令和6年度に環境省から委託を受けて、日本の主要産業の一つであり、製造や販売等に様々な事業者が数多く携わっており、多種多様な産業廃棄物が排出される「自動車関連産業」を対象に、自動車製造(輸送用機械製造業)、自動車部品製造、自動車販売・整備等の事業から生じる産業廃棄物の適正処理の取組み、電子マニフェスト使用事例、リサイクルの取組み等を調査し、排出事業者責任の徹底と産業廃棄物の適正処理に関する体系立った理解や意識の向上を促すことを目的とした事例集を作成した。

本報告は、事例集に収録した排出事業者の取組みから、産業廃棄物の委託処理における適正処理の取組事例に加え、資源循環・脱炭素の取組状況について報告する。

2. 方法

2.1 調査期間

令和6年11月～12月

2.2 調査実施方法

事例集の作成に当たり、協力をいただいた下記の排出事業者8社にヒアリング調査を実施した。

- ・自動車製造分野：トヨタ自動車株式会社、本田技研工業株式会社
- ・自動車部品製造分野：株式会社デンソー、豊田合成株式会社、トヨタ紡織株式会社
- ・自動車販売・整備分野：いすゞ自動車首都圏株式会社、株式会社神戸マツダ、トヨタモビリティ東京株式会社

2.3 ヒアリング調査項目

主な調査項目は、(1)委託先処理業者に関する情報収集方法、(2)委託先処理業者への実地確認の内容、(3)委託先処理業者の選定基準、(4)委託する産業廃棄物の性状等の確認と引渡し方法、(5)資源循環・脱炭素の取組状況である。

3. 結果

3.1 委託先処理業者に関する情報収集方法

- ・委託先、または委託を検討している処理業者に行政処分や不適正処理に関する情報がないかを確認する。
- ・自治体ホームページや処理業者の許可情報が掲載されている団体の検索サイトの確認、処理業者のホームページの確認、主要な取引先処理業者等への他の処理業者の評判の聴き取り、信用調査会社の審査等により情報収集を行う。
- ・外部サービスを利用して、処理業者の許可情報、行政処分等の情報を収集する。

3.2 委託先処理業者への実地確認の内容

① 中間処理施設

- ・中間処理施設では、保管場所以外の場所での産業廃棄物の保管の有無、産業廃棄物保管場所の5S、施設の定期点検の実施状況、敷地境界付近の漏洩防止対策、騒音・振動対策等を確認する。
- ・産業廃棄物の保管状況については、産業廃棄物の受入量の年間のマスバランスを確認し、許可容量以上に産業廃棄物を受け入れていないことを確認する。産業廃棄物の保管状況の写真を撮りながら、産業廃棄物が山積みになっていないかを重点的に確認する。
- ・リサイクルについては、どのような用途に使用しているかを確認する。また、受入量とリサイクル後の販売量等を確認する。
- ・マニフェストの処分終了報告の確認期限が過ぎても処分されずに、場内に保管されている産業廃棄物がないことを確認する。

② 収集運搬業者

- ・始業前の運搬車両の点検の状況、運転手へのアルコールチェックや体調確認の実施状況を確認する。

【連絡先】〒110-0005 東京都台東区上野三丁目24番6号 上野フロンティアタワー13階

(公財)日本産業廃棄物処理振興センター 教育研修部 佐々木 基了

Tel: 03-5807-5913 FAX: 03-5275-7112 e-mail: sasaki@jwnet.or.jp

【キーワード】許可情報、実地確認、産業廃棄物の性状、資源循環・脱炭素

- ・ 収集運搬車両の表示や許可証の写しを車両に携帯していることを確認する。
- ・ 作業要領や運搬経路計画があるか、吸引車の内容物の漏れがないか等を確認する。
- ・ 産業廃棄物が車両から漏洩した際の対応として、拡散防止のためのウエス、清掃用具・資材等が車両に携行されていることを確認する。

③ 中間処理施設・収集運搬業者共通

- ・ 経営状況、施設の処理工程、施設の管理体制、産業廃棄物の保管状況、近隣住民とのコミュニケーション、従業員のあいさつ対応等を確認する。
- ・ 安全対策に関する訓練や緊急時の訓練の実施状況、緊急時のマニュアルの整備状況等を確認する。
- ・ 住民からの苦情、過去の事故、行政処分、不適正処理事案の有無やその対応を確認する。

3.3 委託先処理業者の選定基準

- ・ 自社で委託先処理業者の選定基準を定め、許可情報（許可品目、許可期限、許可エリア、処理能力等）や経営状況等の会社情報、産業廃棄物の受入状況、施設の管理状況等に関する選定基準を満足する処理業者を選定する。
- ・ 実地確認を行い、適正に産業廃棄物を処理できる施設であることを確認する。
- ・ 優良産廃処理業者、電子マニフェスト使用可能な処理業者、リサイクルが可能な処理業者を優先して選定する。
- ・ 運搬費用のコストのほか、運搬時の事故等のリスク低減、CO2 排出量の抑制等の目的で排出事業場に近しい処理施設を選定する。
- ・ 処理料金が安すぎると判断した場合は、処理業者に対して処理料金が安い事情を聴き取る。逆に物価高騰により値上げを交渉しない方を疑問視することがある。
- ・ 過去の事故、法違反等の有無やその対応を考慮した上で、委託先の処理業者を選定する。

3.4 委託する産業廃棄物の性状等の確認と引渡し方法

- ・ 新規委託時や産業廃棄物の性状の変化があった場合に、委託先処理業者に廃棄物データシート（WDS）、化学物質安全データシート（SDS）、産業廃棄物の写真、分析表、PRTR 届出情報等を提供する。
- ・ 引火性廃油、エンジン冷却水（LLC）等の産業廃棄物を排出する場合は、事前に委託先処理業者に取扱いに注意するよう伝達する。
- ・ 委託前に、収集運搬業者と廃棄物の引渡方法、積込手順、電子マニフェストの運用・処理終了報告の確認方法、過積載の防止対策等について、打合せを行う。
- ・ 廃棄物の引渡担当者が立ち会った上で、委託する廃棄物が過積載になっていないことを確認する。トラックスケールを設置している場合は計量を行い、設置していない場合は、積み込んだ廃棄物の体積を管理し、過積載にならないように配慮する。
- ・ 定期的に委託処理業者と打合せを実施し、産業廃棄物の分別排出の状況や委託処理の状況等について意見交換を行う。

3.5 資源循環・脱炭素の取組状況

- ・ 廃プラスチック類は、今後、再生材の使用が拡大することから、廃プラスチック類のマテリアルリサイクル等を検討、試行する。
- ・ 有価物として売却可能な処理業者を選定するなど、金属くず、廃プラスチック類、廃油等の産業廃棄物の排出量の削減、売却によるリサイクル量の増加を図る。
- ・ 自動車販売、整備で回収する使用済みバンパーのうち、再びバンパーとして使用可能なものは自動車製造業者に売却し、バンパーの材料としてリサイクルする。
- ・ 電子マニフェストデータを集計して、産業廃棄物の排出量に係数を乗じて CO2 排出量を算定し、CO2 排出量削減の対策を検討する。

4. まとめ

自動車関連産業では、委託先処理業者選定時の実地確認や処理委託時の打合せ、情報提供等、処理業者とのコミュニケーションに重点を置き、産業廃棄物の適正処理に取り組んでいた。これは、サプライチェーンとの適正取引の推進が背景にあると考えられる。中には、物価高騰による処理料金の値上げの必要はないかを確認する事例、値上げがない方を疑問視する事例もあった。

資源循環・脱炭素の取組みについては、各社取組みに苦慮している状況であったが、まずは、廃棄物の有価物化を図ることでリサイクル量を増やす対策をとる事業者が多かった。廃プラスチック類については、再生材の量を確保するために、様々な取組みが試行されることになる。各社でプラスチックリサイクルの試行、検討の話を持ったが、排出事業者と処理業者、リサイクル業者との連携を強化していくことが重要であることを共通の認識として持っていた。

謝辞

ヒアリング調査にご協力いただいた排出事業者、事例集作成委員会委員の皆様には感謝申し上げます。

自動車関連産業における産業廃棄物 適正処理に関する取組事例

(公財)日本産業廃棄物処理振興センター
○佐々木 基了、藤原 博良、佐々木 いづみ

産業廃棄物適正処理に係る業種別事例集とは？

- 排出事業者が適正処理に取り組むためには、それぞれの業種ごとに異なる産業廃棄物の処理の際の留意点を十分に理解することが必要
- 産業廃棄物の適正処理の取組み、電子マニフェスト使用事例、リサイクルの取組み等を調査し、排出事業者責任の徹底と産業廃棄物の適正処理に関する体系立った理解や意識の向上を促すことを目的とした事例集

⇒排出事業者の適正処理の取組みの参考に

※事例集作成業種

食品関連産業、化学工業、金属関連産業、公務、建設業

なぜ自動車関連産業の事例集？

日本の主要産業の一つであり、製造や販売等に様々な事業者が数多く携わっており、多種多様な産業廃棄物が排出される。

- 2022年の自動車製造業の製造品出荷額等は62兆7,942億円で、全製造業の製造品出荷額等の17.4%、機械工業全体の製造品出荷額等の39.3%を占めていた。
- 自動車関連産業に直接、間接に従事する就業人口の推計は約558万人にのぼる。

⇒日本経済を支える重要な基幹産業

参照資料

(一社)日本自動車工業会 統計資料「日本の自動車工業2024」

＜参考＞自動車関連産業から排出される産業廃棄物

電子マニフェスト情報を集計（2023年度実績）

○ 日本標準産業分類中分類の業種別排出量

輸送用機械器具製造業：約138万t、機械器具卸売業：約9万t、
機械器具小売業：約32万t、自動車整備業：約11万t

○ 産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラス・
コンクリート・陶磁器くず、鉱さい、特別管理産業廃棄物

調査方法(事例集作成方法)

排出事業者8社に対して適正処理の取組状況をヒアリング

○ 自動車製造分野(2社)

トヨタ自動車株式会社、本田技研工業株式会社

○ 自動車部品製造分野(3社)

株式会社デンソー、豊田合成株式会社、トヨタ紡織株式会社

○ 自動車販売・整備分野(3社)

いすゞ自動車首都圏株式会社、株式会社神戸マツダ、
トヨタモビリティ東京株式会社

調査方法(事例集作成方法)

主なヒアリング項目

- 委託先処理業者に関する情報収集方法
- 委託先処理業者への実地確認の内容
- 委託先処理業者の選定基準
- 委託する産業廃棄物の性状等の確認と引渡し方法
- 資源循環・脱炭素の取組状況

調査結果(まとめ)

- 委託先処理業者選定時の実地確認や処理委託時の打合せ、情報提供等、処理業者とのコミュニケーションに重点を置いていた。 ⇒ サプライチェーンとの適正取引の推進が背景か？
- 処理施設への実地確認(新規委託時、定期)で、適正処理の確認を徹底していた。
- 資源循環・脱炭素の取組みについて、廃棄物の有価物化を図ることでリサイクル量を増やす対策をとっていた。
- プラスチックリサイクルは、排出事業者と処理業者の連携を強化していくことが重要であると認識していた。

調査結果(事例)

委託先処理業者に関する情報収集方法

- 委託先、委託を検討している処理業者について、行政処分や不適正処理に関する情報がないかを確認する。
- 自治体ホームページや処理業者の許可情報が掲載されている団体の検索サイトの確認、処理業者のホームページの確認、主要な取引先処理業者等への他の処理業者の評判の聴き取り、**信用調査会社の審査等により情報収集**を行う。
- 外部サービスを利用して、処理業者の許可情報、行政処分等の情報を収集する。

調査結果(事例)

委託先処理業者への実地確認の内容

- 産業廃棄物の受入量の年間のマスバランスを確認し、許可容量以上に産業廃棄物を受け入れていないこと、産業廃棄物が山積みになっていないかを重点的に確認する。
- リサイクルについては、どのような用途に使用しているか、受入量とリサイクル後の販売量を確認する。
- マニフェストの処分終了報告の確認期限が過ぎても処分されずに、場内に保管されている産業廃棄物がないかを確認する。
- 始業前の運搬車両の点検の状況、運転手へのアルコールチェックや体調確認の実施状況を確認する。
- 産業廃棄物が車両から漏洩した際の対応として、拡散防止のためのウエス、清掃用具・資材等が車両に携行されていることを確認する。

<参考> 実地確認実施の条例

本文へ 読み上げ・ふりがな Language

文字サイズ 拡大 標準 背景色 白 黒 青

防災情報 観光情報 事業者・就業者の方向け

愛知県 Aichi Prefectural Government

所在地 ホーム > 廃棄物の適正な処理の促進に関する条例のあらまし > 条例文の解説

足あと 条例文の解説

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の

はじめに	—
• はじめに	
県民の方へのお知らせ	—
• 1.土地を所有、占有又は管理している方へ	
• 2.廃棄物処理施設の付近にお住まいの方へ	

条例文の解説

第1章 総則 (目的)

条例
第1条 この条例は、廃棄物の適正な処理を確保するために必要な規制をすること等により、廃棄物の適正な処理を促進し、もって県民の生活環境の保全に資することを目的とする。

1 委託前の確認 (条例第7条第1項関係)

条例

第7条 事業者は、県内に設置する事業場において生ずる産業廃棄物（法第12条第5項に規定する中間処理産業廃棄物を含む。以下「県内産業廃棄物」という。）の運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に委託しようとするときは、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物処理業者が当該委託に係る産業廃棄物を処理する能力を備えていることを確認しなければならない。

規則

第3条 条例第7条第1項の規定による確認は、産業廃棄物処理業者が当該委託に係る県内産業廃棄物の運搬又は処分を適正に行うために必要な施設を有することについて当該委託をしようとする事業者が、次に掲げる事項を確認することにより行わなければならない。

- 一 当該委託に係る運搬又は処分が行われる施設の状況
- 二 当該委託に係る産業廃棄物の保管の場所の状況

※愛知県のページを引用

<https://www.pref.aichi.jp/site/haikijourei/jourei-shou.html>

調査結果(事例)

委託先処理業者の選定基準

- 運搬費用のコストのほか、運搬時の事故等のリスク低減、CO2排出量の抑制等の目的で排出事業場に近い処理施設を選定する。
- 処理料金が安すぎると判断した場合は、処理業者に対して処理料金が安い事情を聴き取る。逆に物価高騰により値上げを交渉しない方を疑問視することがある。
- 過去の事故、法違反等の有無やその対応を考慮した上で、委託先の処理業者を選定する。

調査結果(事例)

委託する産業廃棄物の性状等の確認と引渡し方法

- **引火性廃油、エンジン冷却水(LLC)等の産業廃棄物を排出する場合は、事前に委託先処理業者に対処に注意するよう伝達する。**
- **委託前に、収集運搬業者と廃棄物の引渡方法、積込手順、電子マニフェストの運用・処理終了報告の確認方法、過積載の防止対策等について、打合せを行う。**
- **廃棄物の引渡担当者が立ち会った上で、委託する廃棄物が過積載になっていないことを確認する。トラックスケールを設置している場合は計量を行い、設置していない場合は、積み込んだ廃棄物の体積を管理し、過積載にならないように配慮する。**

調査結果(事例)

資源循環・脱炭素の取組状況

- **有価物として売却可能な処理業者を選定**するなど、**金属くず、廃プラスチック類、廃油等の産業廃棄物の排出量の削減、売却によるリサイクル量の増加を図る。**
- **自動車販売、整備で回収する使用済みバンパーのうち、再びバンパーとして使用可能なものは自動車製造業者に売却し、バンパーの材料としてリサイクルする。**
- **電子マニフェストデータを集計して、産業廃棄物の排出量に係数を乗じてCO2排出量を算定し、CO2排出量削減の対策を検討する。**

謝辞

業種別事例集の作成にご協力いただいた皆様に感謝申し上げます。